

新型コロナウイルス感染症対策に係る国の支援施策の制度改正について

支援制度	主な制度改正
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金【制度改正】	【助成金】 ・対象となる有給休暇の期間が (旧)令和2年 9月30日まで (新)令和2年12月31日まで 【支援金】 ・対象となる仕事ができなかった日が (旧)令和2年 9月30日まで (新)令和2年12月31日まで
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休業取得支援助成金	・別添リーフレット①②の条件の対象となる期間が、 (旧)令和2年 9月30日まで (新)令和2年12月31日まで
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	・休業した期間が (旧)令和2年 9月30日まで (新)令和2年12月31日まで
新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金	・緊急対応期間が (旧)令和2年 9月30日まで (新)令和2年12月31日まで